

長崎労働基準監督署発表
令和7年1月7日(火)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

○第二方面主任監督官 永田 利一

電話 095-846-6391 (17:15まで)

095-846-6354 (17:15~19:00)

最低賃金法違反容疑で書類送検

～ 3か月分の賃金不払いの疑い～

長崎労働基準監督署(署長 いのうえ かずひで 井上 和秀)は、本日、有限会社永武堂及び同社取締役を、最低賃金法違反の疑いで長崎区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者1名に対し、令和5年9月分から同年11月分までの3か月間の定期賃金(合計18万円)を、それぞれの所定支払日までに全額支払わなかった疑い。

1 被疑者

(1) 有限会社永武堂 えいぶどう

所在地：長崎県長崎市中町

事業内容：武道具の製造・販売業

(2) 取締役 A(男 50代)

2 違反条文

被疑者有限会社永武堂、被疑者Aともに最低賃金法違反

同法第4条第1項(最低賃金の効力)

同法第40条(罰則)

同法第42条(両罰規定)

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者Aは被疑者有限会社永武堂の労働者1名に対する令和5年9月分から同年11月分までの3か月間(令和5年8月26日から同年11月25日まで)の定期賃金合計18万円を、それぞれの所定支払日に、長崎県最低賃金(令和4年10月8日から令和5年10月12日までは時間額853円、同月13日から令和6年10月11日までは時間額898円)以上の金額で支払わなかった疑いがあるものです。

4 参考事項

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されています。「賃金不払い」は、「最低賃金額以上の賃金を支払っていない」という最低賃金法第4条違反と、「定期賃金を支払っていない」という労働基準法第24条違反の両方に該当しますが(法条競合)、より罪の重い最低賃金法第4条第1項違反で送致したものです。

長崎労働局管内において、直近10年(平成26年度以降)に検察庁に送致した最低賃金法違反事案(賃金不払い)は、本件を含め32件(うち長崎労働基準監督署が8件)となっています。労働基準監督署としては、「賃金不払い」に対して引き続き厳正な対処を行うこととしています。

5 資料

関係法令(別紙)

関係法令

最低賃金法

(最低賃金の効力)

第4条

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項省略)

(罰則)

第40条

第4条第1項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第42条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

【参考】

労働基準法

(賃金の支払)

第24条

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のもので支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第89条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。